

Supporting your growth

Firm News Vol. 121 July 2021

Contents

- 【統計情報】令和2年度「過労死等の労災補償状況」について
- 【統計情報】令和2年度「個別労働紛争解決制度の施行状況」について



EP Consulting Services

Social Insurance Consulting Firm EOS

Social Insurance Consulting Firm EOS Firm News

統計情報】令和2年度 過労死等の労災補償状況」について

2021（令和3）年6月23日、厚生労働省より、令和2年度の「過労死等の労災補償状況」が公表されました。

「過労死等」とは、過労死等防止対策推進法第2条において、業務における過重な負荷による脳血管疾患若しくは心臓疾患を原因とする死亡若しくは業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺による死亡又はこれらの脳血管疾患若しくは心臓疾患若しくは精神障害をいう。」と定義されています。

過労死等に関する請求件数は、2,835件と前年度に比べ161件の減少、支給決定件数は、802件と前年度に比べ77件の増加という結果になっています。

以下では、「脳・心臓疾患に関する事案」、「精神障害に関する事案」それぞれの補償状況について、ご紹介させていただきます。

まず、「脳・心臓疾患に関する事案」の労災補償状況となります。

脳・心臓疾患に関する事案の労災補償状況の推移は、下記の図1の通りとなっており、令和2年度は、請求件数、決定件数及び支給決定件数の全てにおいて、前年度を下回る結果となっております。

また、過労死等の労災補償状況で最も注視すべきは、時間外労働の時間数になりますが、時間外労働時間別支給決定件数は右の表1の通りとなります。

これを見ると、評価期間1か月では80時間以上、評価期間2～6か月では、60時間以上のものについて、支給決定されております。

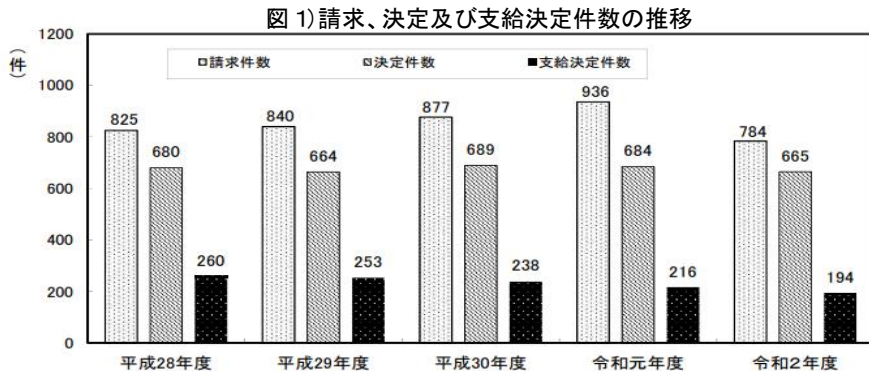


表1) 時間外労働時間別支給決定件数

年度 評価期間 区分	令和元年度						令和2年度					
	評価期間1か月		評価期間2～6か月 (1か月平均)		合計		評価期間1か月		評価期間2～6か月 (1か月平均)		合計	
	うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡
45 時間未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
45 時間以上 ～60 時間未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
60 時間以上 ～80 時間未満	0	0	23	6	23	6	0	0	17	5	17	5
80 時間以上 ～100 時間未満	3	2	73	32	76	34	4	0	75	28	79	28
100 時間以上 ～120 時間未満	17	8	22	10	39	18	27	7	18	9	45	16
120 時間以上 ～140 時間未満	33	16	8	4	41	20	14	6	5	1	19	7
140 時間以上 ～160 時間未満	7	2	3	0	10	2	8	0	4	2	12	2
160 時間以上	9	3	2	0	11	3	5	2	1	0	6	2
合計	69	31	131	52	200	83	58	15	120	45	178	60

カッコ内の数字は女性の件数)

Social Insurance Consulting Firm EOS Firm News

次に、「精神障害に関する事案」の労災補償状況となります。
精神障害に関する事案の労災補償状況の推移は、図2の通りとなっており、令和2年度は、請求件数は前年と概ね同数であったものの、決定件数及び支給決定件数については、前年度を大きく上回る結果となっております。

また、脳・心臓疾患に関する事案同様に表2の時間外労働時間別（か月平均）支給決定件数を見てみますと、先述の脳・心臓疾患のように一定の時間数を超えたものが支給決定されているというのではなく、時間外労働時間数の影響を大きく受けることなく、支給決定されていることが分かります。

これは、精神障害に関する事案の労災補償は、脳・心臓疾患に関する事案とは異なり、時間外労働時間数のみならず、労働者に生じた「出来事」も考慮し、労災認定が行われていることに起因しているところとなっております。

令和2年度に支給決定された608件を「出来事」別に見てみますと、以下に記載の出来事で合計477件と全体の約80%を占めているところから、下記のような状況が生じた（又は生じている）労働者に対しては、ケアをすることが、重要となってくるかと思えます。

【支給決定件数が多い出来事】

- ① 重度の病気やケガをした …… 50件
- ② 悲惨な事故や災害の体験、目撃をした …… 83件
- ③ 仕事内容・仕事量の（大きな）変化を生じさせる出来事があった …… 58件
- ④ 1か月に80時間以上の時間外労働を行った …… 31件
- ⑤ 2週間以上にわたって連続勤務を行った …… 41件
- ⑥ 上司等から、身体的攻撃、精神的攻撃等のパワーハラスメントを受けた …… 99件
- ⑦ 同僚等から、暴行又はひどいいじめ・嫌がらせを受けた …… 71件
- ⑧ セクシュアルハラスメントを受けた …… 44件

図2) 請求、決定及び支給決定件数の推移

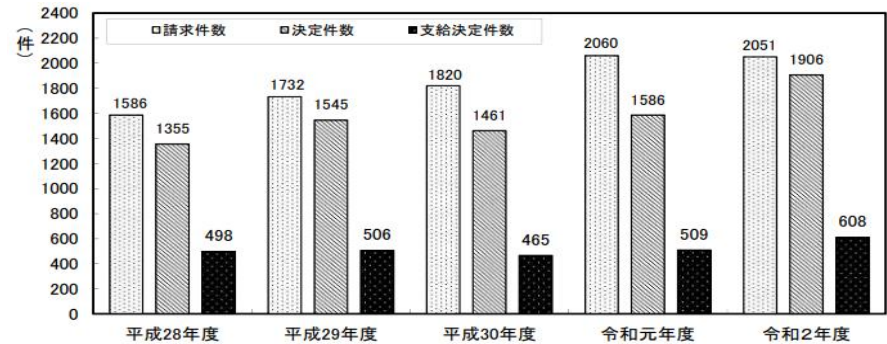


表2) 時間外労働時間別（1か月平均）支給決定件数

区分	年度		年度	
	令和元年度	うち自殺	令和2年度	うち自殺
20 時間 未 満	68 (42)	8 (1)	68 (41)	3 (0)
20 時間 以上 ~ 40 時間 未 満	33 (18)	5 (0)	40 (23)	7 (0)
40 時間 以上 ~ 60 時間 未 満	31 (9)	8 (1)	45 (10)	11 (0)
60 時間 以上 ~ 80 時間 未 満	35 (4)	8 (0)	26 (4)	13 (2)
80 時間 以上 ~ 100 時間 未 満	29 (5)	10 (1)	28 (7)	12 (0)
100 時間 以上 ~ 120 時間 未 満	63 (6)	19 (0)	56 (12)	10 (0)
120 時間 以上 ~ 140 時間 未 満	45 (6)	13 (0)	24 (2)	6 (0)
140 時間 以上 ~ 160 時間 未 満	9 (1)	1 (0)	12 (3)	6 (0)
160 時 間 以 上	36 (8)	7 (0)	30 (5)	6 (0)
そ の 他	160 (80)	9 (1)	279 (149)	7 (2)
合 計	509 (179)	88 (4)	608 (256)	81 (4)

カッコ内の数字は女性の件数)

Social Insurance Consulting Firm EOS Firm News

▶ 統計情報】令和2年度 個別労働紛争解決制度の施行状況」について

2021（令和3）年6月30日、厚生労働省より、令和2年度の「個別労働紛争解決制度の施行状況」が公表されました。

「個別労働紛争解決制度」は、個々の労働者と事業主との間の労働条件や職場環境などをめぐるトラブルを未然に防止し、早期に解決を図るための制度で、「総合労働相談」、都道府県労働局長による「助言・指導」、紛争調整委員会による「あっせん」の3つの方法があります。

令和2年度の総合労働相談件数は、129万782件と前年に比べ8.6%増加しております。

このうち、法制度の問合せが87万5,468件（前年比13.7%増）、労働基準法等の違反の疑いがあるものが19万961件（前年比2.7%減）、民事上の個別労働紛争相談件数が27万8,778件（前年比0.2%減）となっております。

民事上の個別労働紛争の相談内容別の件数は、図4の通りとなっており、「いじめ・嫌がらせ」が79,190件と最も多く、全体の22.8%を占めております。

この「いじめ・嫌がらせ」は、平成24年度以降、毎年、最も多い相談内容となっております。その他の相談内容と致しましては、自己都合退職、解雇、労働条件の引き下げ、退職勧奨が、毎年相談内容の上位を占める結果となっており、令和2年度におきましても、例年と同様の結果となっております。

民事上の個別労働紛争につきましては、都道府県労働局長による「助言・指導」、紛争調整委員会による「あっせん」により、その解決を図ることが可能となりますが、令和2年度におきましては、都道府県労働局長による助言・指導の申出件数は9,130件、紛争調整委員会によるあっせんの申請が4,255件となっております。

図3) 相談件数の推移

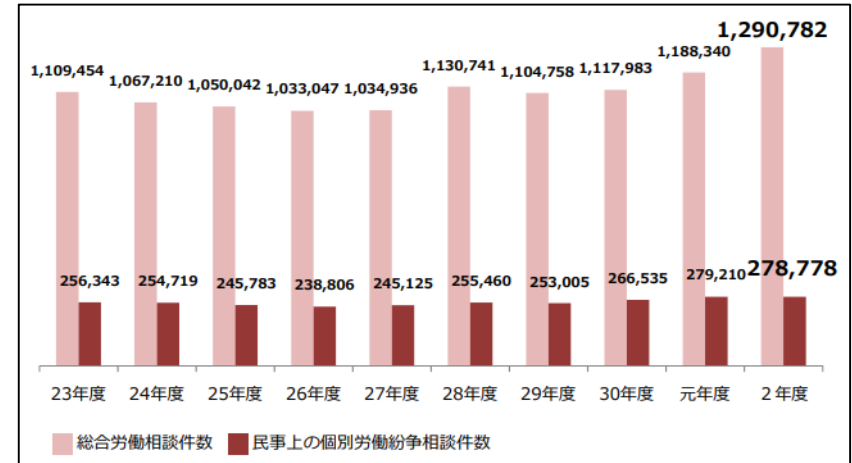
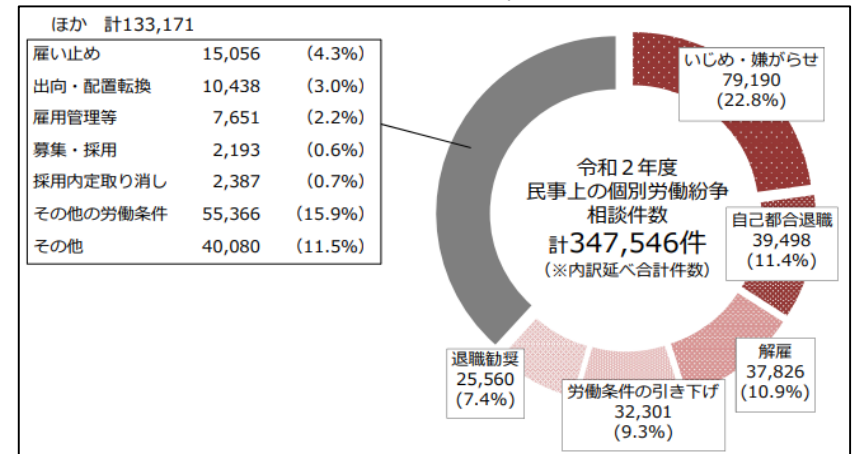


図4) 民事上の個別労働紛争 | 相談内容別の件数



本紙に関するお問合せ、人事労務に関するご相談等は、
下記までご連絡ください。

社会保険労務士法人EOS

東京都港区西新橋1-2-9 日比谷セントラルビル5階

TEL: 03-4577-1802 FAX: 03-4577-1898

E-mail: accounting@epcs.co.jp

URL: <http://www.epcs.co.jp>